

令和7年宇治田原町議会運営委員会

令和7年5月29日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和7年第2回（6月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④一般質問について
- ⑤再開日について
- ⑥常任委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨議事日程（第1号）について
- ⑩陳情書等について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	4番	浅田晃弘	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	勝	谷	聡	一	君
総務	政策	監	奥	谷	明	君
総務	理事兼	総務課	長	村	山	和弘君
企画	財政	課	長	中	地	智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	西	尾	岳	士	君
専	門	官		長	谷	川	み	どり君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会は、令和7年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会期日程によりご協議をお願いしたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めましておはようございます。

令和7年第2回定例会におけます議会運営委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。また、当委員会の藤本委員長をはじめ委員の皆様にはいろいろとお世話になります。どうぞよろしく願いをいたします。

この間、お茶のイベント等におきましてご参加をいただきました皆様方、ありがとうございました。外国人の方も来られるようなこととか、公共交通がなかなかという部分があっても町外からお越しいただいているようなところもありまして、非常にありがたいというふうに思っております。

もう一つが、お茶の状況につきまして、もうご承知のとおりやと思うんですけども、非常に市場が活況でして、新聞でいきますと1.7倍、お茶の関係者さんに聞きますと中には2倍、3倍というようところがあって、日がたつごとに市場の値が上がっていくというようなことを生でお聞きしまして、このまま順調に推移をしながら、一過性に終わることなく続いていけばいいというふうに思っているところでございます。

また、先週でしたか、健活フェスタにおきましても、職員の創意工夫によりましてコンパクトに時間もスペースも含めましてやったんですけども、なかなかよかったのではないかなというふうに思っておりまして、ご参加いただきました委員の皆さんにおかれましてはありがとうございました。

今後の予定でいきますと、例えば6月1日、今週ですかね、今週というか、次の日曜日にまず日本語教室の設立総会がございます。それと6月2日には、出水期ということもありますので、防災パトロールに行きます。そして、6月4日、また後ほどご説明も

させていただきますが、役場のほうで新茶おもてなしというのも考えておりますので、またよろしく願いをいたします。

今回の定例会におきましては、6議案、5報告ということで、後ほど奥谷政策監よりご説明をさせていただきますが、ご審査賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、令和7年第2回（6月）定例会についてを議題といたします。

①署名議員について、事務局からお願いいたします。西尾事務局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 皆さん、改めましておはようございます。

会議録署名の議員の指名でございますが、今定例会につきましては、議席番号3番、堀口宏隆議員、議席番号9番、山内実貴子議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ただいまありましたとおり、3番、堀口宏隆議員、9番、山内実貴子議員といたします。

②会期について。会期につきましては、6月4日から6月19日までの16日間といたします。

③諸報告について。

陳情書2件、要望書2件について。

陳情書①医療機関・介護事業所への物件費と人件費増に対する財政支援を国に求める意見書提出に関する陳情、②政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書。

要望書につきましては、①宇治田原町建設業協会要望書、もう一つとしまして、②日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する要望。

お手元に配付のとおりでございます。

陳情・要望につきましては、後ほど、取扱いについて協議いただきたいと思います。

4番目、一般質問について、事務局からお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 一般質問についてですが、5月26日、27日に受付させていただき、その結果、9名の提出があり、27日午前9時から抽せんも実施させていただきました。その結果を一覧表にさせていただいております。

この9名の質問者の方々を9日と10日でどのようにすればよいかを決定いただければ

と思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 今回の一般質問につきましては、9名ということでございます。

9日と10日の振り分けをどのようにすればよいか、ご意見等ございますでしょうか。

従来の申合せでは、7名以内の場合は1日間とし、8名以上は2日間としておりました。何かございますか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） 特にないようでしたら、一般質問の日程につきましては、申合せ事項で、通告受付後の議運によって決定するとされております。また、質問の回数制限は行わず、40分の制限時間を設けております。

そこで、私からの提案ですけれども、今回の質問者9人全ての方が40分の制限時間を全て使用した場合でも、会議時間の午前9時から午後5時までに終了することができます。このことから、一般質問の日程につきましては1日とし、9日に9人、10日は予備日としたいと考えますが、ご意見等ございますでしょうか。谷口副委員長。

○副委員長（谷口茂弘） 今、提案がございましたが、今回9人ということで、2日にわたって開催した場合でも2日目が1人ないし2人というようなことになりますので、できましたらもう1日で開催、9人してしまったらどうかということで、賛同させていただきたいと思います。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、それでは、一般質問の日程につきましては1日とし、9日に9人、10日は予備日といたしたいと考えております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、1日目に9名全員で行いたいと思います。

また、質問内容が重複する項目があると聞いておりますので、対応等をよろしくお願いいたします。

⑤番、再開日について、9日月曜日午前10時、一般質問1日目、10日火曜日、予備日、19日木曜日午前10時、閉会予定。

⑥常任委員会の日程について、12日木曜日午前10時、総務建設常任委員会、13日金曜日午前10時、文教厚生常任委員会。

⑦予算特別委員会の日程について、16日月曜日午前10時。

この日程でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

⑧提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。奥谷政策監。

○総務政策監(奥谷 明) 皆様、改めましておはようございます。

それでは、私のほうから、令和7年第2回(6月)宇治田原町議会定例会に提出をさせていただきます議案等につきまして、その概要を申し上げたいと存じます。

まず、議案書の一覧表1枚目をご覧ください。

今定例会にご提案等をさせていただき案件といたしましては、6議案、5報告を予定いたしております。

内訳といたしまして、予算関係が一般会計の補正1件、それから条例関係が4件、内訳は、改正が2件と3月31日付で専決をさせていただきました関係が2件の合計4件、そして一般議案が財産取得の1件、そして報告が5件、合計6議案、5報告とさせていただきたいと考えております。

続きまして、個々の議案につきまして、その概要をご説明申し上げたいと存じます。

まず、議案第30号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)をご覧くださいと存じます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算総額に1億2,016万3,000円を追加させていただきまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億816万3,000円とさせていただきたくもでございます。

今回の補正の概要につきましては、この横表と主要事項調書、これを2つ並べて見ていただきたいと思います存じますが、概要のみ申し上げます。

まず、横表の1番、企画財政課、ふるさと応援基金積立て250万円でございますが、これは、後ほどの3番の項目と一緒にご説明を申し上げたいと思います。

横表2番、まちづくり推進課、地域公共交通事業者支援事業費239万6,000円の追加でございます。これにつきましては、主要事項調書の1ページをご覧ください。

こちらに書いてございますように、バス事業者さん、本町は京都京阪バス株式会社さんになりますけれども、近年の乗降客の減少、運転手さんの不足、また原油価格、燃料の高騰などによって非常に経営環境が厳しいというようにお伺いしております。いろいろバス会社さんとも協議を重ねる中、町として独自に補助を行おうということになりま

して、その根拠といたしまして、燃料高騰相当分を町独自で補助しようとするものでございます。

その考え方、数値の基礎でございますが、一番下に計算式がございます。

本町内には京都京阪バスさんが田辺方面に行く路線と、立場線と申し上げまして、ご存知のとおり宇治方面へ行っている2路線がございますが、それぞれの本町の町域を走っておられる分の距離を年間の総便数で掛けますと、この式の一番下でございますように18万7,993.2km、これが理論上走っていただいている距離ということになります。これをバス車両の燃費2.76で割りますと、6万八千幾らかリットル分の燃料が必要となってくると。それに対する燃料高騰分、以前の78円に対して現在113円相当になつとということで、高騰分が35.17円と推測いたしますと、掛けまして239万6,000円となるわけでございますが、この本町域を走っていただくことによる燃料高騰相当分を理論値で出しまして、それを補助させていただこうというものでございます。

それから、横表に戻っていただきまして、3番目、産業観光課、ふるさとの品開発支援事業費100万円でございます。これにつきましては、主要事項の2ページをご覧ください。

ちょっと複雑な資料になっておるんですけれども、詳しくはまた委員会等でご説明を申し上げたいと思いますが、要は、本町は通常、ふるさと納税をいただきますと、一定、返礼品をお返ししたり、事務経費等を差っ引まして基本的には50%以内でお返しをして、50%が町の収入となっておりますのでございますが、さらにそれとミックスする形で、今回、クラウドファンディングと申しまして、プロジェクト実現のため不特定多数の方から資金を調達する仕組みのクラウドファンディングを活用したふるさとの品開発支援事業というのを実施したいと考えております。

これはどういうことかと申しますと、例えば町内事業者さん等に新たなふるさとの品を開発していただく事業ですとか、既に返礼品として登録いただいとるんですけれども、その品をもっとバージョンアップ、改良を加えようとされるような事業に対しまして、クラウドファンディング、資金調達によりその費用を捻出して町が頂いて、そのうちから10分の4の補助をしていこうというような仕組みでございます。

ちょっと複雑な仕組みなんですけど、この下の表をご覧くださいと思っておりますけれども、例えば100万円でふるさとの品の開発を行いたいというような事業者さんがいらっしまったとします。例えば町内の茶葉を使って薫製肉を作ろうというようなときに、その薫製する機械が必要やというようなことで、それに例えば100万円要するというよう

なケースがあったといたします。

町がその費用をまず募集するんですけれども、100万円の支出に対して2.5倍、要は250万円を目標額として募集したいと考えております。実際に250万円が集まれば町が収入いたしまして、そのうちの10分の4、すなわち100万円を事業者さんに補助しようということで、250万円集まれば、実際100万円の仕事をしたいという方には100%補助ができます。残った150万円は、町のほうで実際に寄附いただいた方への返礼品ですとか事務経費等に充てさせていただくというようなシステムを構築いたしまして、事業者さんが取り組みたい事業を支援していこうというような仕組みを予定いたしております。

事業の流れといたしましては、一番下にございますように、公募して、事業提案を受けまして事業採択をした後、クラウドファンディングを実施して補助金申請、そして事業実施していただくという流れを想定しております。

この仕組みをつくるに当たり、まず今回の予算といたしましては、この横表の3にございますように、100万円の補助をしたいということで100万円の支出を組ませていただいとるのと、横表の一番上にありますように、実際に100万円補助するには、例えば先ほども申しましたように、目標額250万と言いましたが、それ相当の250万円を町に寄附いただくということで、まずは頂いた250万円は基金に積み立てて、その中から10分の4ですね、100万円相当を基金から繰り入れまして補助していこうというようなことで、この1番と3番を支出に計上させていただくとるものでございます。また詳細につきましては、委員会等の席でご説明申し上げたいと存じます。

それから、横表4番をご覧いただきたいんですけれども、これは主要事項調書はないんですけれども、学校教育課の施設維持管理費でございまして、宇治田原小学校の放送設備を修繕する費用を追加として440万円計上いたしております。

宇治田原小学校の放送設備が故障いたしまして、現在、全校放送が行えない状態でございます。となりますと、災害時等緊急の事態に不備があってはなりませんので、早急に修理する必要があると考えまして、今回、補正予算におきまして計上させていただきまして、早急に修理をさせていただきたいと考えております。

それから、横表5番でございます。学校教育課、中学校体育館空調設備等整備事業費9,312万7,000円の追加計上でございます。

これは、主要事項調書の3ページをご覧ください。

本件につきましては、去る12月議会の補正におきまして設計費用を計上させていただき、ご可決いただいた分でございますが、維孝館中学校体育館の冷暖房設備の整備並び

に照明のLED化の事業でございます。設計業務をご可決いただきまして執行してまいりました結果、設計ができてまいりましたので、今度は事業費を今回補正させていただくということで、9,312万7,000円を計上させていただいております。この費用といたしましては、今申し上げましたように、空調設備の工事費、電気照明の費用、それから、設計ができましたので、今度は監理業務でございます。その費用の総額を補正予算で計上させていただいております。

なお、主要事項調書にスケジュールがございますように、この予算をご可決いただければ早々に7月に入札をいたしまして、5,000万円を超えておりますので、9月議会におきまして入札業者が確定すれば請負契約議案を提出させていただきまして、早急に工事にかかってまいりたいと考えてございます。

ただ、長期の工事期間も一定かかるように確認しておりますので、この横表の2枚目をご覧いただいたらお分かりのように、今回、繰越明許費を設定させていただいております。事業が年度を越える見込みでございますが、令和8年の6月、要は来年の夏までには完成を目指したいと考えておりますので、今回の補正につきましては、繰越明許費も併せて設定をさせていただきたいと考えております。

それから、すみません、もう一度横表1枚目に戻っていただきまして、今度は6番目、社会教育課、体育施設集約化事業費、これは主要事項調書の5ページをご覧ください。

これも12月補正におきまして、設計をお願いする前の設計支援業務を補正予算計上させていただきましてご可決いただいたんですけれども、具体的な設計費用を1,674万円としていただきたいということで補正予算を計上させていただくものでございます。スケジュールといたしましては、令和7年度に設計をしていただきまして、実際の工事は令和8年度に実施したいと。

すみません。申し遅れましたが、そもそもこの事業でございますが、トレーニングセンター機能を住民体育館内に移設・集約いたしますとともに、住民プール、トレーニングセンター等の撤去、それから駐車場整備を一体的に実施しようとするものでございまして、今申し上げました設計業務の日を見て、このようなスケジュールで進ませさせていただきたいと考えております。

それから、もう一度横表を見ていただきまして、これの2枚目をご覧ください。下段、債務負担行為、番号1、学校教育課、学校給食共同調理場調理等業務委託事業でございますが、主要事項調書の4ページをご覧ください。

これも、去る4月23日、閉会中の文教厚生常任委員会にてご説明申し上げた件でござ

いますが、学校給食共同調理場の調理員不足の解消、また調理業務の安定を目的といたしまして、民間事業者のノウハウを活用し給食の質を維持するため、現在の調理場を活用して、調理を専門とする民間事業者へ調理等の業務を委託しようとするものでございます。

これにつきましては、今後、事業者選定、プロポーザル方式でいろいろ意見とか状況をお伺いする中で、最終的に業者を選定していきたいと考えておりまして、委託する業務は、食材の検収、調理、配缶、洗浄、清掃、配送、回収、そこまでを予定しておりますが、スケジュールといたしまして、7年度は準備期間、そして実際に提供いただくのが令和8年度から12年度の5年間の契約をしたいと考えてございます。

スケジュールといたしましては、ここにごございますように、事業者の募集をして、プロポーザルにより決定していくのがこの7月から9月頃、それで10月には事業者を決定いたしまして、年明け1月から3月は引継ぎ業務になりまして、令和8年度から実際に給食提供を予定いたしております。

今回の補正額はゼロでございます。と申しますのは、7年度は業者選定、また引継ぎ業務は発生するんですけども、実際に本町から支出する額は7年度はゼロなんですけれども、業者選定、また契約等の手続をするために、こちらにごございますように、令和8年度からの5年間で相当たる2億9,700万円の債務負担行為を計上させていただきまして、このようなスケジュールで進めさせていただきたいというように考えておるものでございます。

以上、一般会計補正予算に係る概要とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてでございますが、これは1枚物の概要資料をご覧ください。

こちらにごございますように、今回の税条例の改正でございますが、法律の改正に伴い、それが3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴いまして、本町の税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

具体的には、大きく3件ございます。

1つが公示送達に係る改正ということで、相手方の所在が不明、または連絡が取れないような場合に告示板に書類を告示させていただくんですけども、それを告示することによって法的に送達したとみなす手続であるこの公示送達でございますが、告示板に掲示をすることと併せて、今後、インターネットを用いて公示送達する手段、この定義を整備するというので改正をさせていただきます。

また、2番目が個人町民税に係る改正ということで、これも報道等を通じて皆様ご存じかと思いますが、19歳以上23歳未満の親族等、例えば大学生等に対して段階を設けて控除していくという特定親族特別控除額を追加いたしますことから、それに合わせた改正でございます。

そして、3番目がたばこ税に係る改正ということで、加熱式たばこにつきまして、国のたばこ税の見直しに伴いまして、地方たばこ税におきましても所要の見直しを行うものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第32号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、非常に長いタイトルでございますけれども、これも概要1枚物をご覧いただきたいんですが、まず、マイナンバーを使える業務というのは法律で決められておるんですけれども、それにプラスして、市町村の条例で定めることによって市町村独自にマイナンバーを使うことができるというのが法の建前でございます。

それに基づきまして、この議案書の本体のほうを見ていただきたいんですが、この新旧対照表等を見ていただきますと一番お分かりいただきやすいのかなと思いますが、本町独自にマイナンバーを使う業務といたしまして、この新旧対照表にございますように、例えば町の福祉医療費に関する条例、また老人医療費の支給に関する条例、そういうもろもろにつきまして、町独自に使うことができるよということで条例化しております。

どうということかと申しますと、これらの福祉医療費というのは世帯等の所得を確認させていただく必要がございます。その所得を確認するためにマイナンバーを使うよということで条例化しておるんですが、もともとこの中には子育て支援医療はございませんでした。

子育て支援医療は、ご存じのとおり、1回200円で子どもさんの医療費を、病院にかかっただけというものでございますが、このルールが条例にうたわれておらなかったのは、子育て支援医療というのは所得を見る必要がない。全てのお子さんがいらっしゃる方が対象となりますので、所得を見る必要がなかったんで、今までこの条例にはなかったんですけれども、今回、この子育て支援医療の支給に関する事務についても独自利用に使えるよということで、別表第1と第2に追加させていただくものでございます。具体的に子育て支援医療に所得を導入するという意味ではございません。

ということかと申しますと、この子育て支援医療は、例えば京都府内でお医者さんにかかればもう200円で済むんですが、もし府外の医療機関にかかれば、一旦例えば3割負担とかをしていただいて、その領収書を持って役場に来ていただいたら、差額分を償還払いでお支払いするというようなシステムなんですけれども、今、国のほうで全国統一的に、それぞれの福祉医療の制度はありますものの、一定統一するためにマイナンバーを使うようにできる取組を、今、国が進めようとしております。

紙の受給者証ですとか府外も現物給付ができるとか、すぐにできるものではございませんが、国がそういう方向で動いておりますので、その前提条件として各市町村の条例を規定しておく必要がありますことから、今回改正をさせていただくものでございます。

続きまして、専決処分でございます。

議案第33号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について、こちらをご覧ください。

これも1枚物のほうをご覧くださいたいんですが、順番は逆になりますが、先ほどの税条例の改正は4月1日以降に必要となるものでございましたが、法改正に伴いまして、3月31日付で改正する必要がありました分につきまして専決処分をさせていただきましたので、ご報告を申し上げるものでございます。

去る4月22日の総務建設常任委員会でもご説明させていただいた内容でございますが、具体的には軽自動車税に係る改正ということで、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しの実施ということで、新基準の原付が導入されます。

今報道されておりますが、これまで原付といえば通常50ccの原付ということでございましたが、排ガス規制の関係でそれがもう製造できなくなる。したがって、125ccの原付ができるようになる。もちろんスピードとかパワーは何か50cc程度らしいんですけれども。そういう区分が新たに設けられますので、その区分を設けまして、これまでの50ccと同じように2,000円の税額とするというための改正でございます。

それから、もう一つが、マイナ免許証の運用開始に伴う規定等の整備ということで、実際、軽自動車税は、例えば身体障がい等をお持ちで減免申請をいただくような方には、運転される方の運転免許証の提示が必要となるものでございますが、その提示が今改正されましたマイナ免許証でもオーケーですよというようになる、その改正でございます。

それから、続きまして議案第34号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分ということで、こちら専決処分でございます。

1枚物の概要をご覧くださいたいんですけれども、これも4月23日の閉会中の文教厚

生常任委員会でご説明申し上げましたが、法律の改正に伴いまして、併せて本町の国民健康保険税条例の一部を3月31日付で改正させていただきましたので、報告を申し上げるものでございます。

改正概要といたしましては、まず、(1)中間所得層に配慮した保険税賦課限度額の変更ということで、中間所得層に配慮した保険税の設定を可能にすることを目的に、負担能力を有する高所得者層に応分の負担を求めるため賦課限度額を上げるものでございまして、この表で太字になっておりますように、基礎分、それから後期高齢者支援金分が上がりまして、改正前の合計106万円が109万円までとなるというものでございます。

また、(2)は、逆に低所得者層に配慮した保険税軽減対象世帯の拡大ということで、所得が一定額以下の場合には負担軽減を図るということで、所得判定基準額を引き上げることによりまして軽減対象となる世帯を拡大するものでございます。具体的には、5割・2割軽減適用対象者の拡充を図るもので、太字のと通りの計算式の改正でございます。

以上の施行日は、4月1日とさせていただきます。

それから、続きまして議案第35号、財産の取得についてということで、議案書と1枚物の概要を併せてご覧いただければと思うんですけども、これにつきましては、令和2年度に児童・生徒全てに対して1人1台タブレット端末を整備してまいりましたが、その更新をするものでございまして、タブレット端末等の一式を随意契約において、4,986万6,300円で京都市町村GIGAスクール共同事業体から納入を受けようとするものでございまして、納入期限は3月31日まででございます。

今申し上げましたように取得のほうを随意契約としておりますが、こちらの概要の米印にございますように、この調達につきましては、京都府下一斉でございます。したがって、京都府が共同調達で各市町村分をまとめて入札していただいて、それに対する本町の台数等で相応の負担をするわけでございますが、入札行為自体は京都府がいたしておりますが、個々に契約する場合には随意契約という手法になりますので、このような表記を使っておりますが、京都府において共同購入していただくことによって、単価の引下げですとか運用の共通化が図れるというようなメリットがありますことから、そのような手法を取っておるものでございますが、予定価格が700万以上でございますので、条例の定めにより、議会の議決を経るため提案させていただくものでございます。

それから、以降は報告となりますが、報告第2号、第3号、第4号は、一般会計、水道事業会計、下水道事業会計、それぞれ繰越しさせていただきました事業に係ります繰

越計算書を調整させていただきましたので、報告をさせていただくものでございます。

それから、報告の5、6につきましては、いずれも城南土地開発公社に係るものでございまして、報告第5号は6年度の決算に係りますもの、報告第6号は、この公社の令和7年度の事業計画に係るものでございますが、法律に基づきまして報告させていただくものでございますが、いずれも令和6年度中における本町の土地の取得、売却、6年度末の残高はございませんし、また令和7年度の計画の中でも、本町の公有地の取得事業等はございません。

以上、長々となりましたが、今回、定例会で提案させていただく議案等のご説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、以上で提出議案について終わりたいと思います。

⑨議事日程（第1号）について、事務局から説明をお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） それでは、お手元に配付させていただいております令和7年第2回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明させていただきたいと思います。

令和7年6月4日水曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、議席番号3番、堀口宏隆議員、議席番号9番、山内実貴子議員にお願いをさせていただき予定をしております。

次に、日程第2、会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認いただきました6月4日から6月19日までの16日間とさせていただきたく思っております。

次に、日程第3、諸報告でございますが、先ほどご説明いただきましたように、陳情書2件、要望書2件がございますので、後ほどご協議いただければと思います。

その後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、日程第4から日程第8まで、報告第2号から報告第6号まででございますが、一括議題という形で、町長より一括の報告をしていただく予定をしております。報告案

件となりますので、報告のみという形で対応したいと思います。

次に、日程第9及び日程第10、議案第33号及び議案第34号の専決処分2議案につきましては、提案理由の説明の後、専決処分ですので所管委員会への付託は行わず、質疑、討論、採決を予定しているところでございます。

次に、日程第11から日程第14までの補正予算1件、条例改正2件、一般議案1件の4議案全てにつきましては、一括提案を予定させていただいております。お手元のほうに付託等一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第31号につきましては総務建設常任委員会へ、議案第32号及び議案第35号につきましては文教厚生常任委員会へ、議案第30号の一般会計の補正予算につきましては、予算特別委員会に付託を予定させていただいております。いずれも付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えておるところでございます。

議事日程（第1号）につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議事日程（第1号）について終わりたいと思います。

⑩陳情書等について。お手元に配付しておりますが、陳情書2件、要望書2件の受付をしております。

まず、陳情書①医療機関・介護事業所への物件費と人件費増に対する財政支援を国に求める意見書提出に関する陳情。

医療機関・介護事業所に対する物件費の高騰や他産業との賃金格差を埋める賃上げのための財政支援を国に求める意見書を提出する陳情となっております。どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） まずは議上配付でと考えます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

次に、②政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書。

令和7年2月12日に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書」の提出があり、令和7年3月定例会において議場配付いたしましたところでございますが、改めて陳情書の提出がありました。庁舎管理規則に基づき、庁舎内の勧誘行為についてのルールの厳格化を求める陳情となっております。どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。浅田委員。

○委員(浅田晃弘) 前回同様、議場配付でいいのではないかなと思います。

○委員長(藤本英樹) ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) それでは、4日に議場配付をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

続きまして、要望書①宇治田原町建設業協会要望書。

本町の建設業協会に対する請求書提出の手續の改善、予算見積り依頼時期の改善、地元建設業者の育成方針の明示、町内会社の評価基準の明確化を求める要望となっております。どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員(山内実貴子) まずは議場配付でとめます。

○委員長(藤本英樹) ありがとうございます。

4日に議場配付をするということでございますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

続きまして、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する要望。

提出のあった文書の表題には、「被爆80年・2025年原水爆禁止国民平和進行への支持賛同・参加のお願い」となっておりますが、2ページの(5)のとおり、唯一の被爆国である日本政府が積極的な役割を果たすよう、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める内容を含んだ文書となっております。どのように対応すればよいか、ご検討いただきたいと思います。光島委員。

○委員（光島善正） 議場配付でいいと思います。

○委員長（藤本英樹） 議場配付というような意見がございました。

4日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、4日に議場配付といたします。

続きまして、⑪番、行政諸報告について。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） それでは、私のほうから行政諸報告についてということで、全員協議会の開催をお願い申し上げたいと存じます。

まず、開会日、6月4日の散会后全員協議会の関係でございますが、この日に関しましては、行政側からの報告等、案件はないところでございます。

次に、最終日、6月19日の閉会后全員協議会でございますが、1,000万円以上の建設工事等請負契約につきましてご報告をさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の全員協議会では報告案件なしとのことですので、開会日の全員協議会を行わず、閉会日の全員協議会は、建設工事等請負契約の状況について報告を願うことといたします。

今後、何かございましたら19日の閉会后の全員協議会で対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

⑫番、その他、夏のエコスタイルについて。

議場、委員会室等において、暑さをしのぎやすいノーネクタイ・ノー上着などの軽装（クールビズ）を励行することとし、実施期間につきましては、執行部側の対応に準ずることといたします。5月1日から10月31日まで。議員バッジは、上着を着用しない場合はつけなくてもよい。以上の内容ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、6月定例会におけますはっぴの着用について。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） それでは、私のほうからお願いなりご報告を申し上げたいと存じます。

ただいま委員長のほうからもご発言がございましたけれども、6月定例会におけるはっぴの着用についてということで、近年、議員の方からのご提案もございまして、本会議場で開会日にはっぴを着用させていただいております。町長以下町職員全員、議場に出席をさせていただく者全て着用させていただきますということのご報告と、また、参考でございますけれども、先ほど町長の開会挨拶にもございましたように、この6月4

日には、役場庁舎の玄関前でお茶の接待といたしますか、振る舞いといたしますか、新茶の接待をさせていただきたいと思っておりますので、来庁者の方々に9時から12時まで、町長も議会が始まるまでには茶ッピーと一緒に玄関に出る予定をしておりますけれども、新茶接待、振る舞いもさせていただきたいと考えておりますが、それと併せて、6月4日の定例会開会日には、本会議場におきまして、町職員側ははっぴを着用させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解賜ればと考えております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） それでは、執行部の対応に合わせ、6月4日の定例会開会日は、議員も議場でのはっぴ着用を願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、全国瞬時警報システム（Jアラート）緊急地震速報訓練及びシェイクアウト訓練についてお願いします。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 改めましてお願いがございます。これにつきましては、ただいまございましたように、Jアラート緊急地震速報訓練及びシェイクアウト訓練についてということで、今回は、6月18日水曜日の午前10時からこのJアラート訓練が予定されております。

この日は、先ほど日程をご協議いただきましたが、議会運営委員会が開催される日でございますので、それが10時から開催される予定でございますが、同じく10時から、このJアラート訓練が全国一斉にされる予定でございます。庁舎の中のスピーカー、また外のスピーカー等で放送されるんですけれども、それに合わせてシェイクアウト訓練の呼びかけも放送設備を通じてさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆様、またご来庁者の皆様方にもご協力をいただきたいということで、机の下に1分ほど隠れていただくというようなシェイクアウト訓練にご協力をお願いしたいと思います。

議会運営委員会の開催時間と重なりますけれども、何とぞご協力いただきますようよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 18日水曜日の午前10時から、全国瞬時警報システム（Jアラート）緊急地震速報訓練及びシェイクアウト訓練が実施されますので、皆さん、よろしく願いいたします。

今後の予定でございますが、6月18日水曜日午前10時から議会運営委員会を開催する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

その他、6月定例会について何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようでしたら、以上で定例会については終了いたします。

日程第2、その他。

何がございましたらご発言をお願いいたしたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これをもちまして第2回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時49分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 藤 本 英 樹